

施設名	区分		時間区分	旧料金	新使用料
綾町体育館	入場料等を徴収しない場合	体育スポーツに使用する場合	午前	1,000	1,100
			午後	1,000	1,100
			夜間	1,900	2,090
		営利又は宣伝を目的としない催物	午前	1,000	1,100
			午後	1,000	1,100
			夜間	1,900	2,090
	その他の催物	午前	2,600	2,860	
		午後	2,600	2,860	
		夜間	5,100	5,610	
	入場料等を徴収する場合	体育スポーツに使用する場合	午前	2,600	2,860
			午後	2,600	2,860
			夜間	5,100	5,610
その他の催物		午前	5,100	5,610	
		午後	5,100	5,610	
		夜間	10,200	11,220	
綾町武道館 (中央地区体育館)	入場料等を徴収しない場合	体育スポーツに使用する場合	午前	900	1,100
			午後	900	1,100
			夜間	1,600	2,090
		営利又は宣伝を目的としない催物	午前	900	1,100
			午後	900	1,100
			夜間	1,600	2,090
	その他の催物	午前	2,300	2,860	
		午後	2,300	2,860	
		夜間	4,200	5,610	
	入場料等を徴収する場合	体育スポーツに使用する場合	午前	2,300	2,860
			午後	2,300	2,860
			夜間	4,200	5,610
		その他の催物	午前	4,500	5,610
			午後	4,500	5,610
			夜間	8,400	11,220

※ 「午前」は午前8時から正午まで、「午後」は午後1時から午後5時まで、「夜間」は午後6時から午後10時までとなります。

※ 入場料等とは入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず、入場することに関し徴収される入場料の対価、その他これに類するものとなります。

※ 町外の方が使用する場合の使用料の額は上記使用料の額の2倍となります。

※ 午前又は午後に照明を使用した場合の使用料の額は、それぞれ夜間の使用料金となります。

※ 他詳細については「てるはドーム 0985-77-1115」へお問い合わせください。